



山形県公報

平成25年4月5日(金)
第2433号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……492

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……493
- 肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定解除……………(畜産課) ……同
- 肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……494
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区連合の解散……………(同) ……495
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……496
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……497
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……498
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(同) ……499
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 建築士法の規定による都道府県指定登録機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……500
- 建築士法の規定による都道府県指定試験機関の変更の届出……………(同) ……同
- 建築士法の規定による指定事務所登録機関の変更の届出……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……501

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……同
- 一般競争入札の公告……………(鶴岡病院) ……同

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第67号

#### 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であつて、同項第2号に規定する児童の父であるもののうち当該児童が同号イからホまでのいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの

第5条第1項中「第8号の2」を「第8号の4」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第337号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F | グループホームピース<br>新庄市東谷地田町17番地の2 | 共同生活介護      | 平成25. 3. 27 |

### 山形県告示第338号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地              | 指定年月日       |
|-------------------------------------|--------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形<br>新庄市本町6番11号 | 福祉サポートセンター<br>新庄市本町6番11号 | 平成25. 3. 26 |

### 山形県告示第339号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の<br>種類                | 指定年月日       |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人アシスト<br>酒田市みずほ二丁目8番地の4 | アシスト児童デイサービスセンター<br>酒田市みずほ二丁目8番地の4 | 放課後等デイサー<br>ビス                | 平成25. 3. 15 |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | そよ風クラブ<br>酒田市東町一丁目15番地の25          | 児 童 発 達 支 援<br>放課後等デイサー<br>ビス | 同 3. 25     |

**山形県告示第340号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービ<br>スの種類   | 指定年月日       |
|----------------------------------|------------------------------|-------------------|-------------|
| 社会福祉法人一幸会<br>鶴岡市美原町4番40号         | 健楽園ホームヘルパーセンター<br>鶴岡市美原町3番7号 | 居 宅 介 護<br>重度訪問介護 | 平成25. 3. 25 |

**山形県告示第341号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により、次のとおり同法第6条第1項の指定を解除した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定協会の名称、所在地及び代表者の氏名  
社団法人山形県畜産協会  
山形市七日町三丁目1番16号  
会長理事 長澤 豊
- 2 指定解除年月日  
平成25年3月31日

**山形県告示第342号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により、次のとおり同法第6条第1項の指定をした。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定協会の名称、所在地及び代表者の氏名  
公益社団法人山形県畜産協会  
山形市七日町三丁目1番16号  
会長 長澤 豊
- 2 指定年月日  
平成25年4月1日

**山形県告示第343号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域

山形市

米沢市

2 基本測量を実施した期間

平成24年8月13日から平成25年3月15日まで

3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

---

**山形県告示第344号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営下九野本地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営下九野本地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

平成25年4月10日から同年5月13日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

---

**山形県告示第345号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

3 認可年月日

平成25年3月26日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

---

**山形県告示第346号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

平成25年3月26日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号の規定により、土地改良区連合が次のとおり解散した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区連合の名称  
最上川下流右岸土地改良区連合
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 解散年月日  
平成25年3月31日

## 山形県告示第348号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施 設    | 区 分            |                | 利用料金             |
|--------|----------------|----------------|------------------|
| テニスコート | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1面1時間当たり       | 250円             |
|        | 上記以外の場合        | 1面1時間当たり       | 500円             |
| 野球場    | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり         | 510円             |
|        | 上記以外の場合        | 1時間当たり         | 1,020円           |
| 第2運動広場 | 全部を使用する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>500円   |
|        |                | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>1,000円 |
|        | 半面を使用する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり<br>250円   |
|        |                | 上記以外の場合        | 1時間当たり<br>500円   |

## 備考

- 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 3 午前5時から午前9時までの間にこの表に掲げる施設を使用する場合（使用時間が1時間以上である場合に限る。）であって、当該使用時間に1時間に満たない部分があるとき（当該部分が30分以内であるときに限る。）は、この表により算出した額から次の表に掲げる額を減じた額を利用料金とする。

| 施設     | 区分             |                | 利用料金 |
|--------|----------------|----------------|------|
| テニスコート | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1面当たり          | 130円 |
|        | 上記以外の場合        | 1面当たり          | 250円 |
| 野球場    | 児童生徒等のみが使用する場合 |                | 260円 |
|        | 上記以外の場合        |                | 510円 |
| 第2運動広場 | 全部を使用する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 250円 |
|        |                | 上記以外の場合        | 500円 |
|        | 半面を使用する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 130円 |
|        |                | 上記以外の場合        | 250円 |

## 2 適用期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

## 山形県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年8月23日から平成25年3月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）

## 山形県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 山形県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画特別用途地区
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第352号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画高度地区
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第353号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画準防火地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第354号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
    - (2) 名 称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第355号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上市市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画用途地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-



**山形県告示第356号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画特別用途地区
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第357号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
    - (2) 名 称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種 類 米沢都市計画広場
    - (2) 名 称 1号まちの広場
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第359号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種 類 藤島都市計画道路
    - (2) 名 称 3・5・3号藤島駅上藤島線
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-



山形県告示第360号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成25年3月28日 東北地方整備局告示第101号

山形県告示第361号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表水域施設Aの項中
 

|      |   |           |    |              |   |
|------|---|-----------|----|--------------|---|
| 大浜泊地 | を | 大浜-7.0m泊地 | に、 | 78,000平方メートル | を |
|------|---|-----------|----|--------------|---|

  

|              |    |
|--------------|----|
| 60,000平方メートル | に、 |
|--------------|----|

  

|            |     |       |      |   |
|------------|-----|-------|------|---|
| 入船町-2.0m泊地 | -37 | 1,136 | -2.0 | を |
|------------|-----|-------|------|---|

  

|            |     |        |      |       |
|------------|-----|--------|------|-------|
| 入船町-2.0m泊地 | -37 | 1,136  | -2.0 | に改め、同 |
| 大浜-7.5m泊地  | -38 | 18,000 | -7.5 |       |

  
 表外郭施設Bの項中
 

|        |   |        |    |          |   |
|--------|---|--------|----|----------|---|
| 951.94 | を | 965.45 | に、 | 1,205.65 | を |
|--------|---|--------|----|----------|---|

  

|          |                  |         |   |
|----------|------------------|---------|---|
| 1,255.85 | に改め、同表臨港交通施設Dの項中 | 6.5×676 | を |
|----------|------------------|---------|---|

  

|           |       |
|-----------|-------|
| 6.5×670.8 | に改める。 |
|-----------|-------|

  
 2 加茂港(1)加茂地区の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中
 

|     |   |
|-----|---|
| 212 | を |
|-----|---|

「225」に改める。

2 加茂港(3)今泉地区の港湾施設の項の表港湾環境整備施設Lの項中 「4,750平方メートル」を

「1,316平方メートル」に改める。

### 山形県告示第362号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、都道府県指定登録機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした都道府県指定登録機関の名称及び住所  
社団法人山形県建築士会  
山形市城北町一丁目12番26号
- 届出の内容

| 都道府県指定登録機関の名称 |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変更前           | 変更後           |            |
| 社団法人山形県建築士会   | 一般社団法人山形県建築士会 | 平成25. 4. 1 |

### 山形県告示第363号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、都道府県指定試験機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした都道府県指定試験機関の名称及び住所  
財団法人建築技術教育普及センター  
東京都中央区京橋二丁目14番1号
- 届出の内容

| 都道府県指定試験機関の名称    |                    | 変更年月日      |
|------------------|--------------------|------------|
| 変更前              | 変更後                |            |
| 財団法人建築技術教育普及センター | 公益財団法人建築技術教育普及センター | 平成25. 4. 1 |

### 山形県告示第364号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定事務所登録機関の名称及び住所

社団法人山形県建築士事務所協会  
山形市松波四丁目1番15号

## 2 届出の内容

| 指定事務所登録機関の名称    |                   | 変更年月日      |
|-----------------|-------------------|------------|
| 変更前             | 変更後               |            |
| 社団法人山形県建築士事務所協会 | 一般社団法人山形県建築士事務所協会 | 平成25. 4. 1 |

## 山形県告示第365号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名       |                          | 売りさばき所の所在地       | 変更年月日      |
|------------------------|--------------------------|------------------|------------|
| 変更前                    | 変更後                      |                  |            |
| 社団法人山形県猟友会<br>会長 大村 良男 | 一般社団法人山形県猟友会<br>会長 大村 良男 | 山形市あこや町三丁目15番40号 | 平成24. 4. 1 |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
宿直用等寝具類の賃貸借 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部厚生課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 落札者を決定した日 平成25年3月22日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社蔵王サプライズ 山形市蔵王松ヶ丘一丁目1番11
- 落札金額  
8,442,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年2月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年4月5日

山形県立鶴岡病院長 神 田 秀 人

- 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                     | 入札に付する物件                                                                | 予定価格       |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|
| 鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院 管理棟3階 第一会議室 | 平成25年5月7日（火）<br>午後1時30分 | （鶴岡病院医師第5号公舎跡地）<br>鶴岡市大西町3番15<br>宅地（実測）283.38平方メートル<br>（公簿）283.36平方メートル | 6,587,000円 |

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれかに該当する者
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。

3 契約条項を示す場所

山形県立鶴岡病院総務経営課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成25年4月26日（金）午後5時15分までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                | 場 所                                  | 日 時                      |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| （鶴岡病院医師第5号公舎跡地）<br>鶴岡市大西町3番15<br>宅地（実測）283.38平方メートル<br>（公簿）283.36平方メートル | 鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院<br>管理棟4階 講堂 | 平成25年4月15日（月）<br>午後2時00分 |

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、鶴岡病院総務経営課（電話0235-22-2690）に問い合わせること。